

岐阜県公報

第 四 百 六 十 九 号
令 和 六 年 二 月 十 六 日
(金 曜 日)

目 次

公安委員会規則

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う岐阜県道路交通法施行規則の規定の読替えに関する規則の一部を改正する規則 (交通企画課) 五七^ペ

告 示

岐阜県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正 (市 町 村 課) 五八

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定 (地域福祉課) 五八

医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定 (同) 五八

指定医療機関の廃止の届出 (同) 五九

指定医療機関の名称の変更の届出 (同) 五九

指定医療機関の再開の届出 (同) 五九

医療機関の指定辞退 (同) 六〇

指定介護機関の所在地の変更の届出 (同) 六〇

水源地域の指定 (森林保全課) 六〇

道路の区域変更 (道路維持課) 六一

公 示

県営土地改良事業計画の決定 (農地整備課) 六一

土地改良区の定款の変更認可 (西濃農林事務所) 六一

土地改良区役員 の 退任 (揖斐農林事務所) 六一

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日)
(金 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)
(と き は 翌 日)

令 和 六 年 二 月 十 六 日

公安委員会規則

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う岐阜県道路交通法施行規則の規定の読替えに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令 和 六 年 二 月 十 六 日

岐 阜 県 公 安 委 員 会

委 員 長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第二号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う岐阜県道路交通法施行規則の規定の読替えに関する規則の一部を改正する規則

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う岐阜県道路交通法施行規則の規定の読替えに関する規則 (平成十四年岐阜県公安委員会規則第十四号) の一部を次のように改正する。

本則の表第十二条の三第一項の項及び第十二条の三第二項の項を削り、同表第十二条の四の項中「第十二条の四」を「第十二条の三」に、「第七十四条の二第六項」を「第七十四条の三第六項」に、「運転代行業法」を「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 (平成十三年法律第五十七号。以下「運転代行業法」という。)」に、「又は副安全運転管理者」を「(運転代行業法第三条第八号に規定する副安全運転管理者をいう。以下同じ。)」又は副安全運転管理者 (同号に規定する副安全運転管理者をいう。)」に改め、同項の次に次のように加える。

第十二条の四

法第七十四条の三第八項の規定により自動車の使用者

運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十四条の三第八項の規定によ

り自動車運転代行業者（運転代行業法第一条第一項に規定する自動車運転代行業者をいう。）

本則の表第十二条の五第一項の項中「府令」を「自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成十四年内閣府令第三十五号）」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第六十五号

岐阜県地域総合整備資金貸付要綱（平成五年岐阜県告示第七百九十号の二）の一部を次のように改正する。

令和六年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

第13条第1項第2号中「手形交換所」の次に「又は電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第2項に規定する電子債権記録機関」を加える。

附 則

この規則は、令和六年二月十六日から施行する。

岐阜県告示第六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活

保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
こんでんたるVIEL L A G E	各務原市那加門前町四丁目三三の七	令和五・二・一
本 巢 調 剤 薬 局	本巢市大字曾井中島字宮前一〇一七の四	同
加 藤 歯 科 医 院	各務原市那加日之出町六七	令和五・二・一
総合在宅医療クリニック くみの	美濃市相生町二二四〇の二 S I T A M I N O R O M O A	令和六・一・一
くついでんクリニック	揖斐郡池田町沓井二五番地二	同

岐阜県告示第六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称 訪問看護事業者の主たる事務所の所在地 訪問看護ステーション等の名称 訪問看護ステーション等の所在地 指 定 年 月 日

cocoon株式会社 羽島市正木町新井二二七番地一 訪問看護ステーションネロリ 各務原市川島渡町七〇二番地三 令和五・二・一

合同会社一〇メ デイカル 安八郡安八町北今ケ六五〇番地の一 訪問看護ステーションテンダー 瑞穂市穂積一〇八三の一 LAZZO A二号室 令和六・一・一

岐阜県告示第六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
おおい調剤薬局	大垣市大井二丁目四六番地	平成三〇・九・三〇
あかさ 齒科	各務原市蘇原旭町一の九六の三	令和五・一〇・三一
岐阜県厚生農業協同組合連合会 飛騨医療センター 高山厚生病院	高山市山口町二二八〇	令和五・一一・一
本巣調剤薬局	本巣市大字曾井中島字宮前一〇一七の四	令和五・一一・三〇
加藤齒科医院	各務原市那加東那加町七	令和五・一二・一〇

岐阜県告示第六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
新 小かえて調剤薬局 小瀬店	関市小瀬字河戸前五五七の二	令和五・一一・一
旧 平成調剤薬局 小瀬店	同上	同上

岐阜県告示第七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を再開した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所 在 地 再 開 年 月 日
 加藤 齒科 医院 可児市坂戸字大戸六六七の一 令和 五・一〇・一六

岐阜県告示第七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十一条第一項の規定により次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称
 株式会社 リアン

同 同 同
 訪問看護
 訪問看護予防
 訪問看護

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

旧 恵那市長島町中野一九番地四
 新 恵那市長島町永田五一九番地二

訪問介護

訪問看護ステーションリアン

恵那市長島町中野八四 篠原齒科ビル一F

令和 六・一・一

岐阜県告示第七十三号

岐阜県水源地域保全条例（平成二十五年岐阜県条例第二十四号）第十三条第一項の規定により、次のとおり水源地域を指定するので、同条第六項の規定により告示する。

令和六年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所 在 地 指 定 辞 退 年 月 日
 八正ナガマ調剤薬局 羽島市上中町長間一三六四の一 令和 五・一・三〇

岐阜県告示第七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

同 同

市町村名	指定の区域	縦覧場所
高山市	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部森林保全課、岐阜県飛騨農林事務所及び高山市森林・環境政策部森林政策課

（「水源地域区域図」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年二月十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	四百七十一号	高山市上宝町見座字向一〇一番一地从先から 同市同町同字同九八二番一地从先まで 高山市上宝町見座字向一〇一番一地从先から 同市同町同字同一〇三二番地先まで	前	一三・三 六・五	二五・二	
			後	一三・三 六・九	二五・二	

公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
大 巻 地 区	養 老 町 役 場	令和六・二・一六から 同六・三・一八まで

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和六年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
旧 十 三 ケ 村 土 地 改 良 区	令和六・二・七

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
揖斐郡大野町大字加納六二八番地一改良区	令和六・一・三	理事	國 枝 治 彦	揖斐郡大野町大字加納六二八番地一

令和六年二月十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社